

講演会

「消費者安全確保地域協議会」研修会

# 高齢者の消費者被害防止 のために地域でできること

高齢者の消費者トラブルが急増しています。認知症等の影響によって、被害等が拡大するケースも多く見られます。

消費者被害を防ぎ、拡大を防止するためには、地域や事業者の皆さんと、行政による連携した見守りが大切です。高齢者を取り巻く環境、気づきのポイント、今後の課題、高齢者見守りネットワークの現状などについてお話いただきます。



## 弁護士 坂井 崇徳 氏

(坂井・鶴之沢・前田法律事務所)

**所属・経歴** ・東京弁護士会 高齢者障害者の権利に関する特別委員会副委員長  
・文京区安心安全まちづくり協議会委員、東京簡易裁判所 司法委員  
・財団法人日本クレジットカウンセリング協会 理事、日本成年後見法学会 正会員など

- 日時 平成31年2月18日(月) 午後2時～4時
- 対象 世田谷区内在住・在勤・在学の方どなたでもご参加いただけます
- 会場 玉川区民会館(仮設庁舎) 集会室A・B

世田谷区玉川1-20-21  
玉川総合支所(仮設庁舎)二子玉川庁舎内  
※「二子玉川駅」徒歩8分  
※公共交通機関をご利用ください。



●申込みは裏面をご覧ください

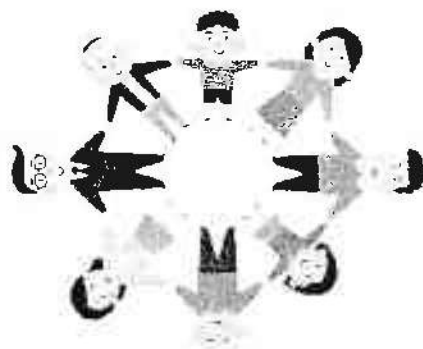
## ●申込み

**せたがやコール** ☎03-5432-3333(8:00~21:00 年中無休)  
FAX 03-5432-3100

以下の①~⑤をお伝えください。

- ①講演会名 「高齢者の消費者被害防止のために地域でできること」
- ②住所（区外在住の方は、世田谷区内の勤務先・在学先）
- ③氏名・ふりがな
- ④年齢
- ⑤平日昼間に連絡がとれる電話番号

**受付期間 平成30年12月18日(火)~31年2月8日(金)**  
**定員100名(先着順)**



### ■世田谷区消費者安全確保地域協議会とは■

世田谷区では、高齢者などの消費生活に関する安心・安全を守る取組みのひとつとして、「世田谷区消費者安全確保地域協議会」を、平成29年10月に設置しました。

この協議会では、高齢者を地域・地区で見守る「世田谷区高齢者見守り協定連絡協議会」（事務局：高齢福祉課）の契約提携事業者・関連団体・関係機関等と相互に連携し、高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見、拡大防止などについて、地域全体での見守りに努めています。また、対応の充実のため、消費者トラブルに関する啓発情報や相談事例の共有、研修会の実施などを行っています。

地域、地区の皆さんも、高齢者の方が消費者トラブルなどで困っている場合は、消費生活センターへ相談するようお願いいただくなど、消費者被害を防ぐためにご協力をお願いいたします。

<担当> 世田谷区消費生活課センター

電話 03-3410-6523 FAX 03-3411-6845